

太陽光発電施設設置に関する県内市町村条例 (R5.4.17実施 照会結果)  
(再エネ単独条例)

【参考資料1】

地域	番号	市町村名	条例等名称	規制手法	合意形成		安全確保措置 (許可・届出基準等)	環境・景観保全措置	維持管理等	調査・権限等	罰則等	
					住民説明	地域住民の範囲						
佐久地域	1	小諸市	小諸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例 ※R5.7/1施行	許可制	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>【定義】(条例第2条第1項第7号「地域住民等」)</li> <li>・事業区域の土地境界から水平距離30メートル以内の区域に存する土地又は建築物の所有者、居住者、占有者又は管理者</li> <li>・事業区域が所存する区の代表者及び当該区に居住する者</li> <li>・事業区域の土地境界から水平距離30メートル以内に隣接する区の代表者及び当該区に居住する者</li> <li>・市長が必要と認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事業者の責務】(条例第5条)</li> <li>・関係法令及び条例の順守</li> <li>・自然環境等の保全に必要な措置及び事故等の防止</li> <li>【発電事業の許可基準等】(規則第8条第3項)</li> <li>・発電事業に係る防災上の措置に関する事項</li> <li>・自然環境等の保全に関する事項</li> <li>・地域住民等との良好な関係構築及び維持に関する事項</li> <li>・発電事業の安全性の確保に関する事項</li> </ul>	当該事業区域の周辺関係者(条例第10条) ・「周辺関係者」についての具体的な定義はないが、基本的には関係自治会等(既設水路の利用をするのであれば水路管理者を含む)という運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識の設置(条例第11条)</li> <li>【標識の設置】(規則第5条)</li> <li>・発電事業の名称</li> <li>・事業区域の所在地及び面積</li> <li>・発電設備の合計出力</li> <li>・設置者、設計者、工事施工者及び保守点検責任者の氏名並びに住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)</li> <li>・工事の着手予定日及び完了予定日</li> <li>・標識の設置日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置後の現況報告(条例第18条)</li> <li>・立入調査(条例第21条)</li> <li>・助言、指導及び改善命令(条例第22条)</li> <li>・勧告(条例第23条)</li> <li>・公表(条例第24条)</li> <li>・国又は県への通知(条例第25条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【5万円以下の過料】(条例第27条)</li> <li>・許可の取消しに該当及び命令に違反した場合</li> <li>・改善命令に従わない場合</li> </ul>	
	上田地域	2	上田市	上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	届出制	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の境界から30メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び居住する者並びに自治会その他事業により影響を受ける者(条例第2条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前協議(条例第10条)</li> <li>・設計者の資格要件(施行規則第8条)</li> <li>・関係法令等に関する手続(施行規則第6条)</li> <li>・準拠する技術基準等(条例取扱要領第9)</li> <li>・事業区域の雨水排水処理基準(条例取扱要領第12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活妨害防止の措置(条例第25条)</li> <li>・空地の緑化(条例取扱要領第7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の復旧(条例第27条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告の徴収及び立入調査(条例第20条)</li> <li>・指導、助言及び勧告(条例第21条)</li> <li>・公表(条例第22条)</li> <li>・国又は県への通知(条例第23条)</li> </ul>	-
		3	青木村	青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例	許可制	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事業区域の境界から200m以内】(規則第8条)</li> <li>周辺住民等への説明会</li> <li>・土地、建築物及び工作物の所有者、占有者、管理者、借主又は居住者、および当該距離内にある自治会の代表者</li> <li>【事業区域の境界から50m以内】(規則第9条)</li> <li>近隣住民等の同意</li> <li>・土地、建築物及び工作物の所有者、占有者、管理者、借主又は居住者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【安全施設基準】(技術細目第7条)</li> <li>【準拠する技術基準】(技術細目第8条)</li> <li>【雨水排水処理基準】(技術細目第11条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【禁止区域】(条例第5条)</li> <li>・長野県自然環境保全条例により指定された郷土環境保全地域への建設を禁止。</li> <li>【空地の緑化】(技術細目第6条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【維持管理】(条例第15条)</li> <li>・標識の設置</li> <li>【地位承継】(条例第16条)</li> <li>・管理者の把握</li> <li>【廃止等の届出】(条例第17条)</li> <li>・事業放棄の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【報告等の徴収】(条例第19条)</li> <li>【立入調査等】(条例第20条)</li> <li>【助言、指導及び勧告】(条例第21条)</li> <li>【命令】(条例第22条)</li> <li>【公表】(条例第23条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【公表】(条例第23条)</li> <li>・勧告及び命令を行った場合</li> </ul>
諏訪地域	4	諏訪市	諏訪市環境と再生可能エネルギー発電等設備設置事業との調和に関する条例	届出制	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置区域の境界から100メートル以内の区域に土地又は建物所有する者及び設置区域を含む区又は自治会の区域に居住する住民(設置区域の敷地面積が1ヘクタール以上の事業である場合又は山間地で事業を実施することにより下流域に影響が想定される場合にあつては、状況に応じてこれらに準ずる者として市長が別に定める者を含む。)</li> <li>・設置区域の境界から100メートル以内の教育施設、医療施設、福祉施設、介護施設等の施設の関係者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【抑制区域の設置】(条例第7条)</li> <li>・市民の生活環境の確保、豊かな自然環境の保全及び良好な景観の形成を図るため、次に掲げる区域について事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)として指定。</li> <li>(4) 国定公園の区域</li> <li>(6) 次のいずれかに該当する区域</li> <li>・史跡、名勝又は天然記念物の区域</li> <li>・長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物の区域</li> <li>・諏訪市指定史跡、諏訪市指定名勝又は諏訪市指定天然記念物の区域</li> <li>(7) 景観重点整備地区の区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【抑制区域の設置】(条例第7条)</li> <li>・市民の生活環境の確保、豊かな自然環境の保全及び良好な景観の形成を図るため、次に掲げる区域について事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)として指定。</li> <li>(4) 国定公園の区域</li> <li>(6) 次のいずれかに該当する区域</li> <li>・史跡、名勝又は天然記念物の区域</li> <li>・長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物の区域</li> <li>・諏訪市指定史跡、諏訪市指定名勝又は諏訪市指定天然記念物の区域</li> <li>(7) 景観重点整備地区の区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備廃止の届出(第15条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収及び立入調査(第16条)</li> <li>・指導及び助言(第17条)</li> <li>・勧告(第18条)</li> <li>・公表(第19条)</li> </ul>	-	
	5	富士見町	富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例	許可制	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業区域の境界から50m以内の土地所有者、建物所有者及び居住者の2/3以上の同意。</li> <li>②事業区域の境界から200m以内の土地所有者、建物所有者及び居住者への説明</li> <li>③事業区域の境界から100m以内の区・集落組合の同意</li> </ul>	条例第3条第1項及び第2項 ・関係法令及び条例の遵守 ・設置に係る遵守事項 ・維持管理に係る遵守事項	規則別表第2	規則別表第3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告の徴収及び立入検査(第22条)</li> <li>・指導及び助言(第23条)</li> <li>・勧告(第24条)</li> <li>・公表(第25条)</li> </ul>	-	
	6	原村	原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	届出制	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民及び近隣関係者(条例第8条第1項)</li> <li>地域住民：事業区域を含む区及び自治会の区域に居住する住民</li> <li>近隣関係者：事業区域の境界から400m以内の区域に土地又は建築物(事業所等を含む)を所有又は使用する者(条例第2条第1項第7号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【遵守事項】(規則第11条)</li> <li>・関連法令等の遵守</li> <li>・事業区域の明確化、侵入防止措置</li> <li>・造成計画の調査及び設計</li> <li>・盛土、切土工事に関する安全対策及びがけ地対策</li> <li>・雨水対策</li> <li>・湧き水対策</li> <li>・事業区域と道路の接続</li> <li>・工事車両等に対する安全対策</li> <li>・工事期間中の安全対策</li> <li>・支持物の安全確保対策</li> <li>・異常又は災害発生時の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【抑制区域】(第6条)</li> <li>災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地域を抑制区域として定めることができる。</li> <li>抑制区域において事業が計画された場合は、事業者に対し、自粛を要請することができる。</li> <li>・原村環境保全条例に規定する開発行為許可申請書を提出し、開発の許可を受けなければならない。(条例第9条第2項)</li> <li>【遵守事項】(規則第11条)</li> <li>・建設機械等による周辺への影響の防止</li> <li>・工事車両による周辺への影響の防止</li> <li>・除草剤散布の禁止(設置事業)</li> <li>・太陽光発電設備による騒音及び振動の対策</li> <li>・太陽光発電設備による圧迫感、熱等の対策</li> <li>・パネルの反射光対策</li> <li>・道路の視界確保</li> <li>・緩衝帯の設置(内側に5m以上の緩衝帯)</li> <li>・山林の保全</li> <li>・緑化施設の設置(可能な範囲内において以下の基準で)</li> <li>造成面積2,000㎡未満の場合10%以上</li> <li>造成面積2,000㎡以上10,000㎡未満の場合20%以上</li> <li>造成面積10,000㎡以上の場合30%以上</li> <li>・樹木を含む事業区域内廃棄物の適正処分</li> <li>・景観への配慮(位置、意匠、色彩等)</li> <li>・史跡・文化財等の景観への配慮(位置、意匠、色彩等)</li> <li>・自然の景観への配慮(設置高は接地面から2.5m以下)</li> <li>・植栽等による対策</li> <li>・太陽光発電設備のパネルの色彩等の対策</li> <li>・太陽光発電設備の色彩等の対策(パネル以外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業着手の60日前から設置事業が完了する日まで、看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない(条例第8条第3項)</li> <li>・発電事業の開始の日から発電事業が終了する日まで看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。(条例第12条第2項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告及び立入調査(条例第14条)</li> <li>・指導、助言及び勧告(条例第15条)</li> <li>・公表(条例第16条)</li> </ul>	-	

地域	番号	市町村名	条例等名称	規制手法	合意形成		安全確保措置 (許可・届出基準等)	環境・景観保全措置	維持管理等	調査・権限等	罰則等
					住民説明	地域住民の範囲					
上伊那地域	7	伊那市	伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例	許可制	要	<p>【事業区域の境界から30メートル以内の区域】(条例第2条第9項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地若しくは建築物の所有者若しくは居住者</li> <li>・当該区域に係る自治会の居住者</li> <li>・事業により影響を受ける者であって市長が必要と認めたもの</li> </ul> <p>【同意を得るべき地域住民】(条例第13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の土地又は建築物の所有者、占有者及び管理者(所有者等が設置者の場合は除く)</li> <li>・事業区域に隣接する土地及び建築物の所有者、占有者及び管理者(事業区域と隣接する土地との間に幅員4メートルを超える道路又は河川がある場合を除く)</li> <li>・地域住民等で構成される自治会の長</li> <li>・市長が必要と認めた者</li> </ul>	<p>【許可の基準等】(条例第18条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の同意が取れていること</li> <li>・事業者及び現場管理者の社会的資質に関する事項</li> <li>・事業計画における環境・景観保全措置が規則で定める基準に適合していること</li> <li>・その他市長が付した必要な条件</li> </ul> <p>【禁止区域】(第8条)</p> <p>災害の防止及び良好な自然環境等の保全のため、事業の実施を認めない区域を指定するものとする。</p> <p>【抑制区域】(第9条)</p> <p>災害の防止及び良好な自然環境等の保全のため、事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を指定するものとする。</p>	<p>【防災上の措置に関する事項】(規則第11条第1項)</p> <p>【良好な自然環境等の保全に関する事項】(規則第11条第2項)</p> <p>【地域住民等との良好な関係の構築及び維持に関する事項】(規則第11条第3項)</p> <p>【太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項】(規則第11条第4項)</p> <p>詳しくは下記URLをご参考ください。  <a href="https://www.inacity.jp/kurashi/kankyo_keikan/taiyoukou-jourei.files/20220401_taiyoukou-kisoku.pdf">https://www.inacity.jp/kurashi/kankyo_keikan/taiyoukou-jourei.files/20220401_taiyoukou-kisoku.pdf</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識の設置(第11条)</li> <li>・災害の防止又は自然環境等の保全上に支障が生じないよう点検、報告等の維持管理を規定(第22条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善命令(第25条)</li> <li>・報告の徴収及び立入調査(第26条)</li> <li>・勧告(第27条)</li> <li>・公表及び一時停止命令(第28条)</li> <li>・国または県への通知(第29条)</li> </ul>	<p>【5万円以下の過料】(第32条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命令に違反した場合</li> <li>・勧告に従わない場合</li> </ul>
	8	辰野町	辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例	許可制	要	<p>事業区域の境界から概ね50m以内(条例第2条)</p> <p>土地又は建物を所有する者及び居住者並びに町長が影響が及ぶと判断する者</p>	<p>事業者の責務(条例第3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令及び条例の遵守</li> <li>・設置に伴う災害発生時の防止に関する基準</li> <li>・防犯上に関する基準</li> <li>・構造の安全性に関する基準</li> <li>・住環境に関する基準</li> <li>・事業区域内の維持管理の方法及び事業を廃止した後において行う措置</li> <li>治水・利水(条例第8条第5項)</li> </ul>	<p>基準(規則第5条別表第2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の住居等に対して太陽光電池モジュールからの反射光・反射熱に十分配慮すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の防止並びに良好な景観及び自然環境等の保全上に支障が生じないよう維持管理を規定(第3条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告の徴収及び立入検査(第21条)</li> <li>・指導、助言及び勧告(第22条、23条)</li> <li>・公表(24条)</li> </ul>	-
	9	飯島町	飯島町地域自然エネルギー基本条例	許可制	要	<p>【施設用地から100m】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区、自治会及び隣接の自治会</li> </ul>	<p>【自然エネルギー活用による、発電施設等の設置の用に供する目的で行う土地利用事業の設置基準】(別記1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況地盤の勾配が30度以上である施行区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。等</li> </ul>	<p>【土地利用基準及び環境基準】(第16条、17条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境への配慮、勾配30度以上の安全策、残地森林について(森林法)、景観及び眺望の保全、ごみの適正処理、切土・盛土の方法、文化財への対応 等</li> </ul>	<p>【発電施設等の維持管理】(第21条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は発電施設等の維持管理に努め、必要により対策を講じるものとする。</li> <li>【発電施設廃止後の処理】(第23条)</li> <li>・廃止後は事業着手前の状態に復旧することを原則とし、必要により適正な処理をすること。</li> </ul>	-	-
	10	中川村	中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例	届出制	要	<p>当該事業区域の周辺関係者(条例第10条)</p> <p>・「周辺関係者」についての具体的な定義はないが、基本的には関係自治会等(既設水路の利用をするのであれば水路管理者を含む)という運用</p>	<p>【施設基準(条例第8条第2項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成を行う場合(宅地造成等規制法第3条第1項)</li> <li>・地盤の安定性の確保(都市計画法その他関係法令)</li> <li>・構造耐力上の安全性(電気事業法第39条第1項、建築基準法その他関係法令)</li> </ul>	<p>【施設基準】(条例第8条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観及び環境の保全(長野県景観条例、中川村美しい村づくり条例及び中川村環境保全条例)</li> </ul>	<p>【施設基準(条例第8条第2項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異常又は災害発生時の対応(異常発生時の対応、災害発生時等の対応、緊急対応マニュアル)</li> <li>・撤去時の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前協議(助言・指導を含む)(第9条)</li> <li>・設置工事完了又は廃止の状況確認(第15条)</li> <li>・報告及び立入調査(第16条)</li> <li>・助言、指導及び勧告(第17条)</li> <li>・公表(第18条)</li> </ul>	-
11	阿智村	阿智村太陽光発電設備の設置等に関する条例	許可制	要	<p>事業区域の境界から50メートル以内の土地又は建物を所有、占有又は管理する者</p>	<p>【許可基準等】(条例第16条)</p> <p>村長は、前条の規定による申請があった時は、当該申請に係る事業が規則に定める事項に該当すると認める時でなければ、設置許可をしてはならない。</p> <p>【許可基準】(規則第15条) 条例第16条第1項の規定による規則に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業者が周辺住民及び自治会等と良好な関係により事業展開を行うものとして、次に掲げる者と同意が得られていること。</p> <p>ア 第8条第11号の事業区域内の権利者</p> <p>イ 第8条第12号の周辺住民の土地及び家屋の所有者並びに権利者</p> <p>ウ 自治会等</p> <p>【防災等への措置】(条例第28条) 許可事業者は、当該事業の実施により周辺地域にかけ崩れ、出水又は土砂の流出による災害が生じないよう擁壁その他の土留施設等の設置等、安全上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【生活環境の保全措置】(第29条)</p> <p>許可事業者は、当該事業を実施するにあたり、運行する自動車等による周辺住民に対する生活妨害を防止する等、生活環境の保全に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【許可基準等】(規則第15条)</p> <p>条例第16条第1項の規定による規則に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 事業区域の周辺地域における自然環境を害するおそれがないものとして、次に掲げること。</p> <p>ア 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区を含むときは、当該鳥獣保護地区及び特別保護地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に講じられていること。</p> <p>イ 希少野生動植物の保護及び野生動植物の営巣地点等生態系の維持に配慮して太陽光発電施設の配置及び施工を行うこと。</p> <p>ウ 事業区域内に生育する樹木を伐採するときは、必要最小限の範囲であること。</p> <p>(3) 周辺地域における景観を損ねるおそれがないものとして、次に掲げるいずれかの措置が講じられていること。</p> <p>ア 事業区域と隣接する土地との間に緩衝帯が設けられていること。</p> <p>イ 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。</p>	<p>【異常発生時等の対応】(条例第27条)</p> <p>許可事業者は、当該事業の実施に起因し、周辺環境への被害が発生した場合又は異常が生じた場合は、速やかに村その他関係機関と協議し、誠意をもって復旧を行わなければならない。</p>	<p>【報告徴収及び立入調査】(条例第23条)</p> <p>村長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は許可事業者の同意を得て、関係職員を事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	-	
12	平谷村	平谷村における太陽光発電設備の規制等に関する条例	許可制	要	<p>説明会の開催(第12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民及び区等</li> </ul>	<p>【許可基準等】(条例第16条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制条例の厳守</li> <li>・設置に係る遵守事項</li> <li>・審議会への諮問・意見徴収</li> </ul>	<p>禁止区員及び抑制区域(条例第8条及び第9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止区域の設定、抑制区域の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の責務(第7条)</li> <li>・周辺環境の保全及び災害防止のため、必要な措置を講ずる。</li> <li>・事業の実施に関する維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告の徴収及び立入検査(第23条)</li> <li>・指導、助言及び勧告(第24条)</li> <li>・公表(第31条)</li> </ul>	-	
13	売木村	売木村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例	届出制	要	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助言(第12条)</li> <li>・報告及び資料の提出(第13条)</li> <li>・立入検査(第14条)</li> <li>・公表(第15条)</li> <li>・措置勧告(第16条)</li> </ul>	-	
14	喬木村	喬木村における太陽光発電設備の規制等に関する条例	許可制	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内の権利者</li> <li>・事業区域から50メートル以内にある土地及び家屋の所有者並びに権利者</li> <li>・区等(区又は自治会)</li> <li>(施行規則第14条1項1号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法その他関係法令及び規則で定める基準に適合すること(規則第14条1項4号)</li> <li>・排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合すること(規則第14条1項5号)</li> <li>・地形、地質及び周辺地域の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること(規則第14条1項6号)</li> <li>・大型車の通行等による破損等を防止する措置が講じられていること(規則第14条1項7号)</li> <li>・国の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)において定められた諸条件に適合していること(規則第14条1項9号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の周辺地域における自然環境を害するおそれがないものとして、鳥獣保護措置・希少野生動植物の保護への配慮、樹木の伐採は必要最小限にすること(規則第14条1項2号)。</li> <li>・周辺地域における景観を損ねるおそれがないものとして、規則で定める措置が講じられていること(規則第14条1項3号)</li> <li>・太陽光の反射騒音等の生活環境に対する被害を防止するための措置が講じられていること(規則第14条1項8号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は発電施設等の維持管理に努め、必要により対策を講じるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告の徴収及び立入検査(第23条)</li> <li>・指導、助言及び勧告(第24条)</li> <li>・公表(第31条)</li> </ul>	-	

地域	番号	市町村名	条例等名称	規制手法	合意形成		安全確保措置 (許可・届出基準等)	環境・景観保全措置	維持管理等	調査・権限等	罰則等
					住民説明	地域住民の範囲					
木曽地域	15	豊丘村	豊丘村太陽光発電設備の設置等に関する条例	許可制	要	【事業区域の境界から50m以内】(条例第12条) ・土地又は建築物の所有者、居住者、事業区域の区・自治会	【発電事業の許可の基準等】(条例第16条) (規則第13条) ・関係法令及び条例の遵守(法面勾配、宅地造成、排水施設、擁壁等)	【良好な景観に関する基準】(規則第13条) ・周辺地域における景観を損ねるおそれがないものとして、隣接する土地との間に緩衝帯が設けられていること。境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。	【発電施設廃止後の処理】(第23条)	・報告の徴収及び立入検査(第23条) ・指導、助言及び勧告(第24条) ・公表(第31条)	-
	16	上松町	上松町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	届出制	要	地域内に居住する者及び所在する法人	・抑制地域(第8条) 町が必要と認める事由のある場所 ・抑制区域の設定(規則第4条別表1)	・抑制地域(第8条) 特色ある景観が広く親しまれている場所 保全すべき景観が保たれている場所 ・抑制区域の設定(規則第4条別表1)	・廃止御は事業着手前の状態に復旧することを原則とし、必要により適正な処理をすること。	・報告及び立入検査(第15条) ・指導、助言又は勧告(第16条) ・公表(第17条)	-
	17	南木曽町	南木曽町の自然環境等と再生可能エネルギー設備の設置に関する条例	届出制	要	【事業区域の境界から50m以内】 ・土地又は建築物の所有者、居住者、自治会	・抑制地域(第8条) 町が必要と認める事由のある場所 ・抑制区域の設定(規則第4条別表1)	・抑制地域(第8条) 特色ある景観が広く親しまれている場所 保全すべき景観が保たれている場所 ・抑制区域の設定(規則第4条別表1)	【事業者の責務】(第5条) ・事業差は、事業を廃止し、又は当該事業により設置された再生可能エネルギー設備を用いて実施する事業が終了したときは、速やかに現状回復措置を講じなければならない。	・報告及び立入調査(第15条) ・助言、指導又は勧告(第16条) ・公表(第17条)	-
	18	木曽町	木曽町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例	届出制	要	【事業区域の境界から概ね100m以内】 ・土地又は建築物を所有する者	抑制区域の指定(第7条) ・土砂災害その他自然災害が発生する恐れのある地域	抑制区域の指定(第7条) ・豊かな自然環境及び地域を象徴する美しい景観が保たれており、その自然環境及び景観を保全することが特に必要と認められる区域。	事業の継承(第14条) ・豊かな自然環境及び地域を象徴する美しい景観が保たれており、その自然環境及び景観を保全することが特に必要と認められる区域。 発電終了後の適正処分(第16条)	・報告及び立入検査(第18条) ・指導、助言及び勧告(第19条) ・公表(第20条)	-
	19	木祖村	木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	届出制	要	【発電設備からの水平距離が当該設備の高さの2倍の範囲内】 ・土地若しくは建築物を所有するもの	(事業者の責務) 第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、木祖村の美しい景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境に十分配慮し、事業区域の周辺の住民との良好な関係を保つよう努め、かつ村長の実施する措置に協力しなければならない。 2 事業者は、その事業に必要な公共施設及び公共施設を自らの負担と責任において整備するように努めなければならない。 3 事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の万全な管理を行うよう努めなければならない。	(事業者の責務) 第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、木祖村の美しい景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境に十分配慮し、事業区域の周辺の住民との良好な関係を保つよう努め、かつ村長の実施する措置に協力しなければならない。 (抑制区域) 第7条 村長は、次の各号のいずれかの事由により特に必要があると認めるときは、事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)を指定することができる。 (1) 美しい景観が広く親しまれていること。 (2) 豊かな自然状態が保たれ、学術上重要な自然環境を有していること。 (3) 安全安心で良好な生活環境が保たれていること。 (4) その他村長が必要と認める事由	【事業者の責務】(第5条) ・再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の万全な管理を行うよう努めなければならない。 ・再生可能エネルギー発電設備が不要となった場合、速やかに現状回復に努めなければならない。	・報告及び立入調査(第15条) ・助言、指導又は勧告(第16条) ・公表(第17条)	-
20	王滝村	王滝村自然環境等と再生可能エネルギー設備設置事業との調和に関する条例	届出制	要	条例第10条 区等の住民及び近隣住民等	抑制区域(条例第8条) 自然災害の発生が危惧される場所 規則第4条別表第1	抑制区域(条例第8条) 特色ある景観が広く親しまれる場所 保全すべき景観 規則第4条別表第1	-	報告及び立入検査(条例第15条) 助言、指導又は勧告(条例第16条)	-	
21	大桑村	大桑村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	許可制	要	・地区の住民及び近隣関係者(第11条)	(事業者の責務)第5条 ・関係法令等及び条例の遵守。 ・法第2条第3項に規定する設備の設置を計画する場合は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(環境省公表、令和2年3月)の遵守。	(事業者の責務)第5条 ・村の恵まれた自然環境、景観及び安全安心な生活環境に十分配慮し、村民の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。	(事業者の責務)第5条 ・万全な管理を行うよう努めなければならない。 ・発電施設を他に譲渡したときは、譲り受けたものが発電設備及び事業区域の万全な管理を行うよう指示し、その責務を引き継ぐように努めなければならない。 ・発電設備が不要となった場合、速やかに施設、設備を除去して現状回復に努めなければならない。	・報告及び立入調査(第16条) ・指導、助言又は勧告(第17条) ・公表(第18条)	-	
22	塩尻市	(仮称)松本市太陽光発電の適正な導入に関する条例(検討)									
22	塩尻市	塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	届出制	要	【事業区域の境界から50m以内】条例第2条第5号 ・土地又は建築物の所有者、居住者、農林水産業を営む者、生活環境等の保全上の利害関係者、事業区域の自治会	【発電事業の配慮・調整事項等】(第8条) ・関係法令の遵守 ・設置に係る遵守事項 ・維持管理に係る遵守事項 ・治水、利水	【環境・景観に関する事項】(第8条) ・木竹を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。 ・景観に配慮すること。 ・生活環境に配慮すること。	・災害発生時の緊急連絡体制の整備(第8条第10号) ・雑草等が繁茂しないよう事業区域内を適切に管理すること(第8条第5号)	・報告の徴収及び立入検査(第15条) ・助言又は指導(第16条) ・勧告(第17条) ・公表(第18条) ・国又は県への報告(第19条)	-	
23	安曇野市	安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例	許可制	要	【事業区域の境界からおおむね30m以内】(第2条) ・土地又は建築物の所有者、居住者、事業区域の区など	【許可の基準等】(第17条) ・地域住民等の同意 ・設置に係る遵守事項 ・維持管理に係る遵守事項	【災害の防止又は良好な景観・自然環境等の保全に関する基準】(第21条) ・太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。	・標識の設置(第11条) ・事業者等の責務として、維持管理を規定(第5条)	・報告及び立入検査(第25条) ・勧告(第26条) ・公表及び一時停止命令(第27条)	【5万円以下の過料】(第30条) ・命令に違反した場合 ・勧告に従わない場合	
24	麻績村	麻績村における再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	届出制	要	【事業区域内から概ね100m以内】 自治会、土地又は建築物を所有する者	【土地利用基準及び設置基準】 ・自然環境への配慮、勾配30度以上の安全策、残地森林について(森林法)、景観及び眺望の保全、ごみの適正処理、切土・盛土の方法、文化財への対応等			・報告及び立入調査(第13条) ・指導、助言及び勧告(第14条) ・公表(第15条)	-	
25	山形村	山形村太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例	許可制	要	【事業区域の境界から100m以内】(第2条) ・土地又は建築物の所有者、居住者、事業区域の自治会 【土砂災害警戒区域内の場合】(第7条) ・事業区域の境界から300m以内にあるすべての連絡班(小自治会)の同意が必要 【土砂災害特別警戒区域内の場合】 ・当該区域内に居住するすべての世帯の同意が必要	【村との協議を要する事項】(第13条)(規則第6条別表) ・構造物の安全性に関する基準(3項目) ・災害及び災害廃棄物の発生防止に関する基準(3項目)	【村との協議を要する事項】(第13条)(規則第6条別表) ・周辺住民等の生活環境への配慮及び景観の保全に関する基準(8項目)	【村との協議を要する事項】(第13条)(規則第6条別表) ・事業区域内の維持管理に関する基準(3項目) ・発電事業終了後の処理に関する基準(2項目)	・指導、助言及び勧告(第19条) ・公表(第20条)	-	

地域	番号	市町村名	条例等名称	規制手法	合意形成		安全確保措置 (許可・届出基準等)	環境・景観保全措置	維持管理等	調査・権限等	罰則等
					住民説明	地域住民の範囲					
	26	朝日村	朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例	届出制	要	【条例第3条第1項第7号】 事業区域からおおむね100m以内の区域に土地又は建築物等を所有するもの	【本条例施行規則 第4条 別表第1】 ※詳細は別途添付条例施行規則内を参照	【本条例施行規則 第4条 別表第2】 ※詳細は別途添付条例施行規則内を参照	【条例5条および規則第4条】 詳細は別途条例及び規則を参照	【条例第16条・第17条および規則11条・12条】 ※詳細は別途条例及び規則を参照 報告、立ち入り検査、指導、助言および勧告	【条例第18条および規則第13条・第14条】 ※詳細は別途条例および規則参照 公表・弁明
	27	生坂村	生坂村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例	届出制	要	【事業区域内から概ね100m以内】 自治会、土地又は建築物を所有する者	【土地利用基準】 ・現況地盤の勾配が30度以上である事業区域内の土地については、原則としてその区画形質の変更を行わないこと。等	【再生可能エネルギー設置基準】 ・事業者は、発電施設等の建設等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画するものとする。等	【標識の設置】(第10条) 【管理者の提示】(第16条) ・公衆の見えやすい場所に標識を設置	・報告及び立入調査(第13条) ・指導、助言及び勧告(第14条) ・公表(第15条)	-
	28	筑北村	筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例	許可制	要	【近隣関係者への事前説明】(条例第11条)自治会等の代表者、自治会等の住民及び事業区域の境界から100m以内の区域にある土地、建築物、工作物の所有者、占有者、管理者又は借主並びに事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業を営む者に説明し、同意を得なければならない。	【事業の計画にあたり配慮、調整する事項】(条例第9条第2項) ・関係法令を遵守すること。 ・抑制区域を事業区域に含まないこと。 ・環境省、資源エネルギー庁、長野県等が策定するガイドラインに従って適切に太陽光発電事業を行うこと。 ・雨水等による土砂流出が発生しないよう適切な対策を講ずること。	【事業の計画にあたり配慮、調整する事項】(条例第9条第2項) ・雑草等が繁茂しないよう事業区域内を適切な対策を講ずること。 ・木竹を伐採するときは、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。 ・設置場所の気象条件等を勘案した設計とすること。 ・景観に配慮すること。 ・生活環境に配慮すること。	・事業者及び保守点検責任者の掲示(第17条) ・保守及び維持管理(条例第18条) ・防災等の措置(条例第24条) ・災害の復旧(条例第25条)	・報告及び立入調査(条例第19条) ・助言、指導又は勧告(条例第20条) ・命令(条例第21条) ・公表(条例第22条)	-
長野地域	29	長野市	長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例	届出制	要	【事業区域の境界から50メートル以内】(条例第2条及び第7条) 上記の区域に土地又は家屋を所有する者及び居住する者、当該50メートル以内の区域において農林水産業を営む者その他生活環境等の保全上の利害関係を有する者並びに事業区域に係る行政連絡区(長野市行政連絡区に関する規則(平成22年長野市規則第1号)第2条に規定する行政連絡区をいう。)の代表者	【届出の対象】(条例第2条及び第5条) 長野市内で定格出力の合計が20キロワット以上の太陽光発電設備の設置をする事業は、隣接住民等への説明会や市への届出等の手続きが必要(建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する事業は対象外)。 なお、次に掲げる区域で行う特定事業又は事業区域の面積が3,000mを超える特定事業を行うおとする場合、事業着手の90日前までに、事業計画について市と事前に協議する必要がある。 (1) 砂防指定地 (2) 地すべり防止区域 (3) 急傾斜地崩壊危険区域 (4) 土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む。) (5) 保安林の区域 (6) その他規則で定める区域 (地すべり危険箇所、地すべり危険地、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、土石流危険区域)	【事業者の責務】(条例第4条) 事業者は、太陽光事業を行うに当たり、関係法令を遵守するとともに、災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成並びに隣接住民等との良好な関係に配慮しなければならない。	-	・報告の徴収及び立入検査(第13条) ・勧告(第14条) ・公表(第15条) ・国又は県への報告(第16条)	(条例としての罰則規定はなし) ・FIT法において、条例に違反した場合、認定取り消しといったペナルティがある。 ・非FITへの対応が無い状況
	30	信濃町	信濃町太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例	届出制	要	・事業区域の境界から100メートル以内の区域に土地又は建物を所有する者及び居住する者並びに当該100メートル以内の区域において事業を営む者その他生活環境等の保全上の利害関係を有する者 ・事業区域の境界から100メートル以内の区域に係る行政区(信濃町行政区設置規則(平成29年信濃町規則第8号)第2条に規定する行政区をいう。)の代表者 ・事業区域が別荘等の保養を目的として管理されている区域内にある場合は、当該区域の代表者	条例第21条 事業者は、事業により周辺地域に土砂崩れ、出水又は土砂の流出による災害が生じないよう崩壁その他の土留設備等の設置について、安全上必要な措置を講じなければならない。	条例第22条 事業者は、太陽光事業計画に基づく工事及び事業の実施に関し、運行する自動車等による隣接住民等に対する生活妨害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。	条例第5条第1項第2号 事業者は、太陽光事業により隣接住民等や地域環境に大きな影響を与えないよう適切な措置を講じなければならない。 同第3号 事業者は、隣接住民等と十分に協議し、良好な関係を保つよう配慮しなければならない。	条例第17条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は担当職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。 条例第18条 町長は、必要と認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。 同2項 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 条例第19条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。	-